2014年11月通常会議 職員給与、議員報酬関連議案に対する質疑・討論

(塚本市議の質疑 杉浦市議の討論)

2014年11月28日

■塚本正弘市議による質疑

◇塚本市議

今年度大津市職員の給与改定についてお伺いいたします。

議案第 196 号 大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、 及び議案第 197 号 大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、 関連する問題ですので、一括して質疑を行います。

今年8月に平成26年度(2014年度)人事院勧告が行われ、国家公務員一般職の月例給与を0.3%、 一時金0.15月を増額する勧告を行いました。

同時に、給与制度の総合的見直しと称して、来年度から民間賃金水準が低いとされる 12 件の官民格差を基に、給料表水準を平均して 2 %引き下げ、地域手当で民間との均衡を図ること、民間に比べて高いとされる、50 歳代後半の号俸で最大 4 %程度の引き下げを行い、それに沿って賃金カーブを引き下げることとしております。これを受けて滋賀県の人事委員会では、月例給については、国に準じて給料表を平均 0. 25%引き上げ、また地域手当の支給割合を 0. 2 ポイント引き上げること、期末手当については 0. 15 月引き上げること等を勧告いたしました。

今回の議会で提案されているものも、これらの勧告に沿ったものとなっておりまして、民間賃金との格差是正のため、今年度月例給の 0.31%、そして期末手当の 0.15 月の引き上げを行うこととされております。

同時に、これまで国から強く要求されてまいりました 50 歳代後半の職員について、職務成績が特に優良な者以外は昇給を停止する提案が行われております。50 歳代後半といえば、子どもが高校や大学に進学して、生活面でも大変厳しい時期に重なっております。民間でも多くが昇給停止などを行っているとのことでありますが、中高年の労働者を追い詰めるようなこのようなやり方は、さらに少子化に拍車をかけるものとなりかねません。職員の暮らしに対する影響についてどのように考えているか、お聞かせをいただきたいと思います。

また、この年代は大津市政を支えて経験を積んできた、そうした世代でもあり、豊富な経験を生かして職務を遂行するとともに、後継者を積極的に育成するべき年代でもあります。

これまで大津市として昇給停止などの措置を行わなかった背景には、政策推進の原動力としての 人事政策上の理由があったものと考えるものですが、制度改定は職員の意欲を減退させ、ひいては 市の事業推進にマイナス効果が出るのではないかと考えるものですが、見解をお聞かせいただきた いと思います。

◆総務部長

今年度大津市職員の給与改定についてのうち、まず50歳代後半層における昇給停止につきましては、官民の給与水準は人事院勧告を通じて全体として均衡を保っているものの、50歳代、特に後半層において、官民の給与差が相当程度存在しているという調査結果を受けて、平成20年人事院勧告において、55歳を超える職員については、平成25年1月1日昇給分から標準の勤務成績では昇給し

ないこと、並びに勤務成績が良好な場合でも、その昇給幅を抑えるよう勧告されたものでございます。

国においては、東日本大震災の復興財源向けに国家公務員給与を削減していること等から、制度 改正の実施時期を1年先送りして、平成26年1月1日昇給分から実施しているところであります。 本市におきましては、昨年度の組合交渉の結果により、その実施を国よりさらに1年延ばすこと になりましたが、厳しい財政状況、並びに世代間の給与配分の適正化という観点から、平成27年1 月1日昇給分より実施することになりましたので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、制度改正が職員の意欲を減退させ、市の事業推進にマイナス効果が出るのではという点についてでございますが、結果として昇給抑制を図る制度でありますことから、一定の配慮は必要であると考えており、平成27年1月1日昇給分につきましては、平成26年4月1日に昇任した者のうち、特別内申を得た者は2号昇給できるものとしておりますし、平成27年度からは、人事評価の制度が軌道に乗りますことから、頑張った職員が報われる人事制度の構築に向けて今後とも努力してまいります。

◇塚本市議

再問をさせていただきます。

確かに言われましたように、民間との間で 50 代の後半で相当乖離があるということで、平成 20 年の人事院勧告で、そういうふうなことで是正をするようにということを言われておりますけれども、しかし職員の給与の実態というんですかね、先ほども申し上げましたように、50 代の後半の時期といいますと、私自身のことを考えてみましても、子どもが大学に行っているとか、あるいは親の介護で様々な予想外の出費が必要になるとか、そういう人生のかなり胸突き八丁と言いますか、そういう時期を迎えるわけですね。

そういう下で昇給が停止になるというふうなことになりますと、もちろん生活上の差しさわりという問題もありますし、また同時に意欲という面でも、大変に市の行政にとって大事な時期を迎えている、先ほども申し上げたように経験を生かして市政のために尽くしていく、あるいは後任の方々にきちんと引き継ぎを行っていく、そういうふうな時期でもあるわけですけれども、そういう方々が意欲を持ってできなくなってくると、市政にとっては、大変大きな影響があるんではないかなというふうに思うんですけれども、その点の影響について、あらためてどのように考えておられるか、伺いたいと思います。

◆総務部長

議員お述べの、55 歳超の職員の役割についてのお考えでございますが、もちろん市の職員はそれぞれ採用年次、経験年数、年齢層に問わず、それぞれの職員としての役割、責任、それをしっかりと果たしていくということが、まずは非常に重要である、そのように考えております。

それを前提として、やはり議員が仰せの55歳超の職員、何年も勤められた職員の経験としての知識、技術、それをきちっと市政に反映をしていく、そういうことは非常に重要な立場であると、そのように考えております。そういう意味で、そういう55歳超の職員のみなさんが、しっかりとしたモチベーションを持っていただきながら市政に貢献をいただく、そういうことが重要であるというふうに考えておりまして、そのために人事制度の改革として、人事評価制度をしっかりと運用をして

いきながら、その職責、役割に応じた処遇ができるような、またその評価ができるような仕組みの構築、それをしっかりとしていく、そのように考えております。

人事評価制度につきましては、来年度に全体の施行というふうになるわけですが、それをしっかりと実施をさせていただくことが必要であると、そのように考えております。一方で、人事制度改革につきましては、現在、「カイゼン・プロジェクト」の一つのテーマとして掲げ、議論をスタートをしたところであります。そういう人事制度改革全体の中でも、今の55歳超の職員の役割についても課題の一つと考えておりますので、全体的な議論の中で検討していきたい、そのように考えております。

以上

■杉浦智子市議による討論

私は日本共産党大津市会議員団を代表して、ただいま議題となっております

議案第196号 大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第197号 大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第 202 号 大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

以上3件の委員長報告に対する反対討論を行います。

まず、議案第 196 号 大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 197 号 大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上 2 件関連しておりますので、一括して討論をいたします。

いずれの議案も、今年8月の平成26年度人事院勧告に基づく月例給の引き上げとあわせて、以前から国が強く求めてきていた、55歳を超える職員の昇給抑制が盛り込まれています。

民間給与との格差を是正するため、今年度月例給を 0.31%、期末手当を 0.15 月引き上げるという 7年ぶりのプラス改定は歓迎されるものです。しかし、同時に提案されています 55 歳を超える職員 の昇給抑制については問題があると考えます。

質疑でも指摘されていましたが、50歳代のベテラン職員の多くは、例年の定員削減や新規採用抑制の一方で、相次ぐ法改正に伴う新規事業の導入や行政需要が高まっている中、重い職責を担い、行政の第一線を支えて日々奮闘しておられます。また、私生活においても、教育費や住宅ローン、親の介護などの経済的負担を抱えておられる世代です。

そうしたことを踏まえれば、年齢差別や職務給を無視するような賃金抑制に道理はありません。 民間の多くの企業は、既に昇給停止が行われていると聞き及びますが、ベテラン職員の方々にはこれまでの豊富な経験を生かし、次の世代を担う職員を育成していただく世代でもあります。勤務状況が良好であっても昇給を抑制することは、当該職員のモチベーションはもちろんのこと、若い世代の将来展望をも打ち砕くものであり、安定的に良質な行政サービスを提供するという観点からも問題があると考えるものです。

今、景気回復、デフレ脱却が喫緊の課題となる中、最低賃金の大幅引き上げや官民を問わない賃上 げ、安定した雇用を実現することが必要となっていることは明らかであり、全ての労働者が安心し て働き、生活するための労働条件改善は欠かせないことです。よって、両条例改正に反対をするもの であります。 次に、議案第 202 号 大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部 を改正する条例の制定についてです。

今年4月からの消費税増税、相次ぐ物価上昇などで家計消費が落ち込み、2期連続のGDPマイナスとなり、景気悪化は深刻です。これに伴い市民生活もさらに大変になっています。

今議会に特別職の今年 12 月の期末手当の減額が提案をされています。議員報酬については引き上げを辞退し、市民のみなさんへの、施策向上の一端に生かすべきと考え、この改正案に反対するものです。

以上で反対討論といたします。